



秋田市民の 心といのちを守る



ホットライン

□ 090-7076-0556

通話料が新たにかかる方は、
当方より折り返しの電話相談も可能です。

サポートライン

メール相談ですので安心してご相談ください
akita.support.line@docomo.ne.jp

QRコードからも
アクセスできます▼



家族のこと

人間関係

誰も話を
聴いてくれないもうひとり
じゃないは

学校のこと

暮らしの悩み

対象

- ・秋田市在住の小学生から40歳未満の方
- ・児童・生徒の保護者の方※保護者の年齢は問いません



秋田県就労・生活自立サポートセンター



HP↑

さまざまな資格・経験をもった専門相談員がお話を聴きします！

ハローワークの職業相談・職業紹介業務経験者、児童指導員経験者、生活保護業務経験者、心理相談員(厚生労働省:働く人の心身両面にわたる健康保持増進対策指針による公的資格)、産業保健相談員(産業保健総合支援センター)、母子世帯等自立支援専門員経験者、就職活動専門支援担当経験者、キャリアコンサルタント、認定心理士、メンタルケア心理士⑩、心理療法カウンセラー、児童心理カウンセラー、不登校対応専門カウンセラー、不登校児童対応アドバイザー、健康生きがいづくりアドバイザー、幼稚園教員、保育士、産業カウンセラー、任用(児童福祉司、社会福祉主事、児童指導員、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司)、子ども電話(チャイルドライン)受け手養成講座修了者、保育サービス講習会講師経験者、よりそいホットライン(暮らしの困りごと・悩み、自殺防止専門ライン)全国電話相談員経験者多数など

ホットライン(電話相談)・サポートライン(メール相談)

水曜日 10:00~16:00

令和7年 10月	15・22・29	令和8年 1月	14・21・28
11月	5・26	2月	4・18・25
12月	3・17・24	3月	4・11

サポートライン(メール相談)のみ

日曜日 24時間受信対応

令和7年 10月	12・26	令和8年 1月	11・25
11月	9・23	2月	8・22
12月	14・28	3月	8・29

特定非営利活動法人 秋田県就労・生活自立サポートセンター

「秋田市民の心といのちを守る」のフレーズは、「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」の名称から引用されています。および「秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」にも掲載され、この事業は、秋田市地域自殺対策強化事業費補助金によりおこないます。「秋田市民の心といのちを守るホットラインおよびサポートライン」で取得した個人情報は、ご相談者様の同意なしに、原則として第三者に開示・提供することはございません。ひとりで抱え込まずに、安心してお電話・メールをください。

